

医 師 国 保 の し お り

ライフワークplus

第3号

Spring
水戸市 / 千波湖

Winter
大子町 / 袋田の滝

Summer
つくば市 / 筑波山
【筑西市 / 宮山ふるさとふれあい公園】

Autumn
高萩市 / 花貫溪谷

目次

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 茨城県医師国民健康保険組合について | 2 |
| 医師国保組合からのお知らせ | 4 |
| ② 資格の取得・喪失・変更等について | 8 |
| ③ 保険料 | 12 |
| ④ 保険給付について | 14 |
| ⑤ 保健事業について | 16 |
| ⑥ 茨城県医師国民健康保険組合Q & A | 20 |

茨城県医師国民健康保険組合

ご挨拶

茨城県医師国民健康保険組合
理事長 松崎 信夫



医師国保のしおり「ライフワークplus」第3号の発刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。組合員をはじめ被保険者の皆様には、日頃より組合運営に対しご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も、感染法上の分類が「5類」に引き下げられ、社会経済活動はコロナ前の状況に戻っております。ただ、インフルエンザなどの感染症の拡大もあり、引き続き感染状況に注視していく必要があると感じております。

さて、医師国保組合を取り巻く状況については、高齢化等により組合員をはじめとする被保険者が年々減少していることに加え、定率国庫補助金の削減・廃止や高額薬剤等による高額医療費の発生など、組合の存続に関わるような大きな課題を抱えております。当組合としては、今後、茨城県医師会等関係団体との連携を一層密にして、これら課題の解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

このような中、当組合では、被保険者の皆様の健康への意識を高める契機とすることを目的に、今年度から「いばらきヘルスロードを歩く会」をスタートさせました。また、昨年末から未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置を開始するとともに、今年度当初から出産育児一時金を増額し、令和6年1月からは産前産後期間の保険料の減免制度を開始するなど、子育て世帯への支援の充実・強化に取り組んでおります。

今回の第3号は、これら新たな事業、制度についての詳細をご紹介するとともに、図表・イラストを取り入れながら、見易い構成、分かり易い内容になるよう心掛けながら編集させていただきました。

ぜひご一読いただき、ご活用いただければ幸いです。

1 茨城県医師国民健康保険組合について

1 茨城県医師国民健康保険組合

茨城県医師国民健康保険組合は、国民健康保険法に基づいて、医療・福祉の事業または業務に従事する方々の国民健康保険を行うことを目的として、昭和33年4月に設立された公法人です。

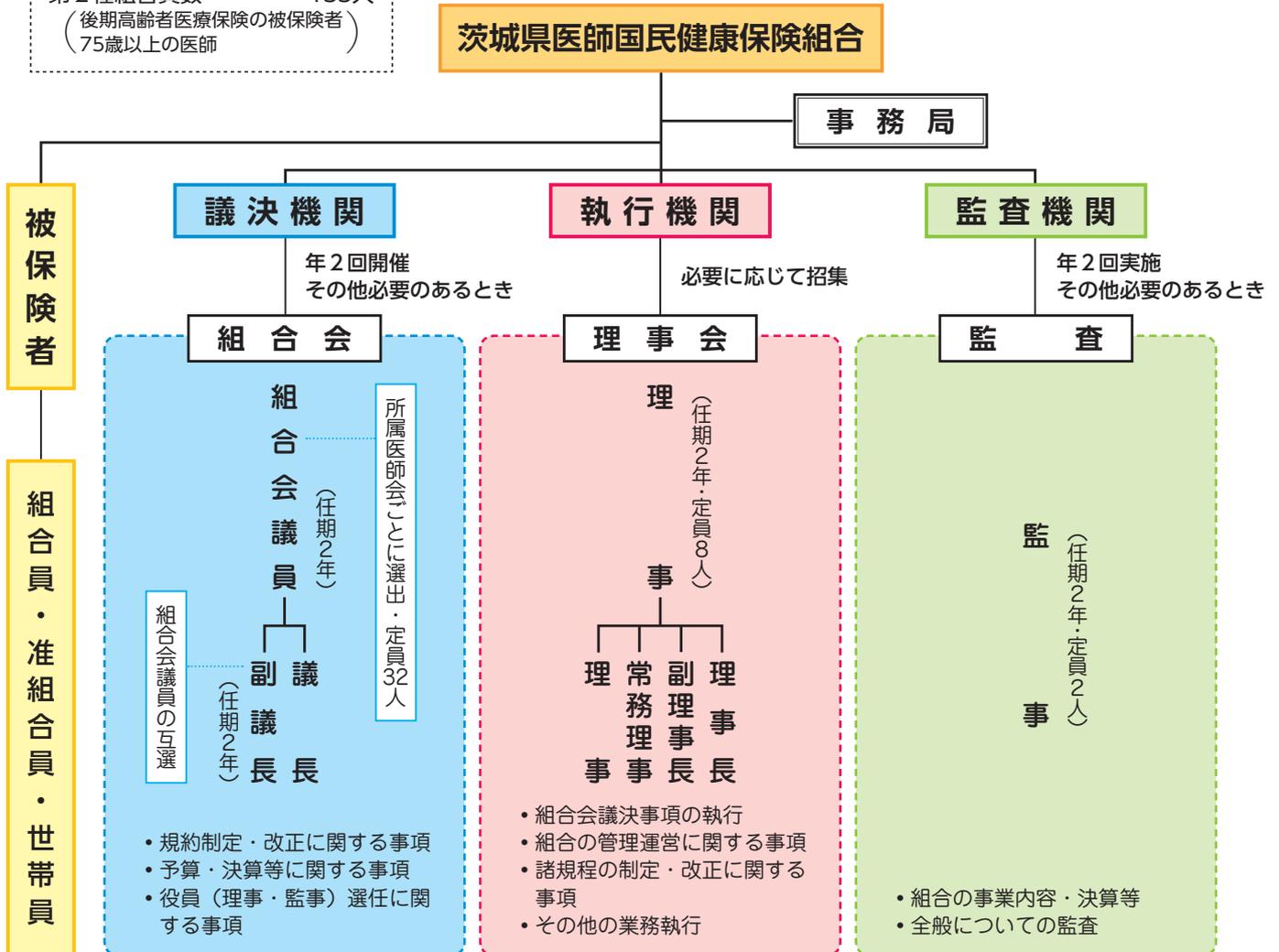
当組合は、保険者であるとともに被保険者が医療従事者であり、また一方では医療を受ける側となる三様の立場を持つ特異な国保組合で、医療・福祉の事業に従事する組合員や准組合員およびその家族の医療保障と健康の保持増進を担っています。

2 茨城県医師国民健康保険組合の組織

茨城県医師国民健康保険組合は、茨城県医師会の会員である組合員（医師）、組合員が開設者または管理者である医療機関や福祉施設に勤務する准組合員（医師以外の従業員）、組合員・准組合員の世帯員（家族）が被保険者になります。

組合は、組合運営の様々な業務を執行する「理事会」、予算・決算や重要事項を議決する「組合会」、事業内容・決算等を管理監督する「監査」と、大きく3つの機関で構成されています。それぞれの機関がその機能を発揮し牽制し合うことにより、適正かつ円滑な組合運営に努めています。

被保険者数(令和5年3月末日現在)	
総数	4,056人
組合員	791人
准組合員	1,809人
世帯員	1,456人
第2種組合員数	133人
(後期高齢者医療保険の被保険者) (75歳以上の医師)	



2023 医師国保トピックス



●全国医師国民健康保険組合連合会（全医連）第61回全体協議会が開催されました。

令和5年10月8日（土）に、滋賀県大津市において全国の医師国保組合役職員の方々、松本吉郎日本医師会長、全国国民健康保険組合協会の渡邊芳樹会長、羽生田俊参議院議員、自見はなこ参議院議員をはじめとするご来賓の方々など総勢約400名が集い、全医連第61回全体協議会が開催されました。

この全体協議会では、定率国庫補助の削減・廃止の断念、高額医療費への国の対応と国民皆保険制度の堅持などを求めた国、関係諸機関への要望書を採択しました。

また、基調講演として、全医連の国保問題検討委員会の篠原 彰委員長から、医師国保が抱える①高額医療費問題、②定率国庫補助の廃止・削減、③組合員数（被保険者）の減少、④勤労者皆保険の影響についてといった、4つの課題の解決に向けた検討状況が報告されました。



基調講演に立つ全医連・国保問題検討委員会の篠原委員長

●「いばらきヘルスロードを歩く会」を開催しました。

令和5年5月21日（日）に、水戸市・千波湖周辺において「第1回いばらきヘルスロードを歩く会」、そして令和5年11月19日（日）に、つくば市・洞峰公園周辺において「第2回いばらきヘルスロードを歩く会」を開催しました。

茨城県では、県民が身近なところを歩いて、ふるさとの新たな発見と健康増進にチャレンジするための「ヘルスロード」が整備されており、県民のウォーキング活動の実践を支援しています。

そこで、当組合では今年度より、被保険者の皆様の疾病予防・健康の保持増進を目的とした保健事業の一環として、「いばらきヘルスロードを歩く会」をスタートしました。

今年度は、第1回・第2回を合わせて、延べ70名の組合員の先生方、従業員の皆様、そしてご家族の方々などにご参加いただきました。実際に参加された方からは、「ウォーキングだけでなく、理学療法士の先生による歩き方講習会が、とても参考になり面白かった」や「普段なかなか顔を合わせる機会がない組合員の先生方と色々お話ししながらウォーキングするのが、新鮮で楽しかった」といった感想を多数いただきました。改めて、歩く会にご参加くださった皆様、ありがとうございました。

「いばらきヘルスロードを歩く会」は、来年度以降も実施していく予定ですので、より多くの皆様のご参加をお待ちしております。



第1回歩く会（水戸市・千波湖）



第2回歩く会（つくば市・洞峰公園）

出産育児一時金の増額について

●出産育児一時金が50万円に増額されました。

健康保険法施行令の改正（令和5年4月1日施行）により、令和5年4月1日出産分から出産育児一時金が、1児につき50万円に引き上げられました。

出産育児一時金とは、健康保険法に基づく保険給付として、健康保険の被保険者または被扶養者が出産した際に、出産に係る経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

近年、出産費用が年々上昇するなかで、平均的な標準費用を賄えるようにする等の観点から、令和5年4月1日以降の出産に対し、給付額がこれまでの42万円から50万円へと増額改定されています。※妊娠3か月を超えた死産等を含みます。

▶直接支払制度を利用して出産される場合

直接支払制度を利用する場合は、組合への申請は必要なく、出産育児一時金の額（50万円）を上限として、組合から支払機関を通じて医療機関等へ出産費用を支払います。そのため、退院時、窓口での支払いは、出産育児一時金を超えた金額だけで済むようになります。

退院の際、窓口での支払いが出産育児一時金よりも少なかった場合は、組合から差額分の通知と請求書を送付いたしますので、請求書に必要事項をご記入のうえ、組合へ返送してください。

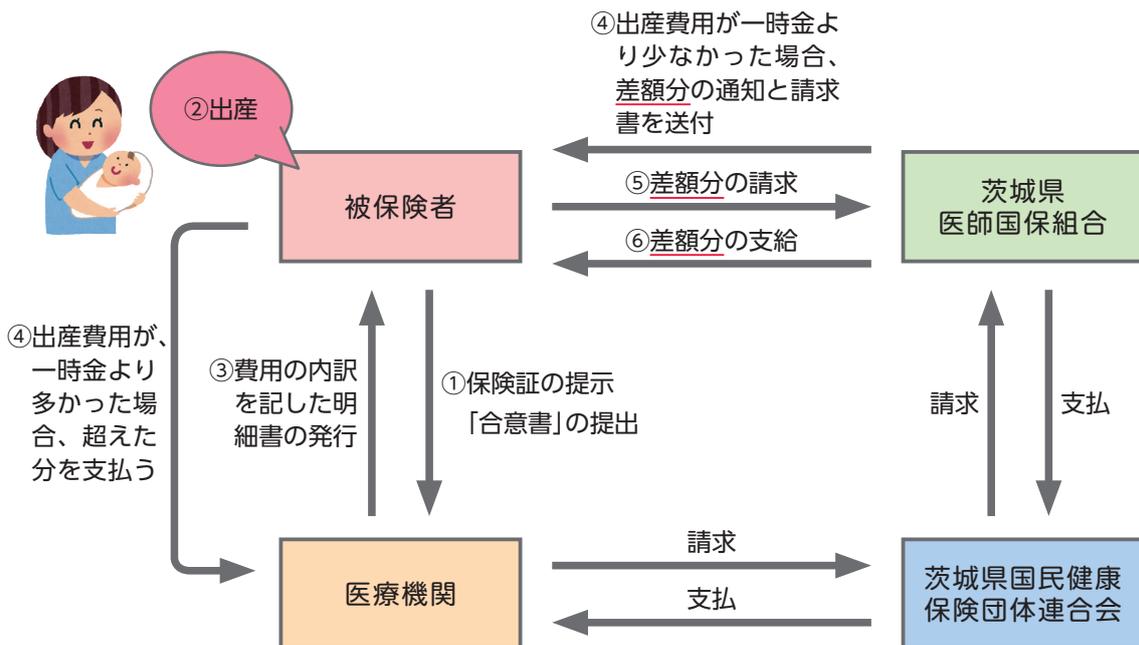
※直接支払制度が利用できるかについては、出産予定の医療機関等へご確認ください。

▶直接支払制度を利用しない場合

直接支払制度および受取代理制度を利用しない場合や、海外で出産した場合などは、分娩後にご自身での出産育児一時金の申請が必要になります。

○申請用紙は、組合ホームページよりダウンロードできます。

◆直接支払制度の流れ◆



➡ 本冊子27ページのQ&Aも併せてご覧ください。

未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置の実施について

子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、当組合では令和4年度より、国の財政支援制度を活用した、国保組合に加入する未就学児に対する保険料軽減措置を実施しております。

対象は、基準日となる毎年【11月30日時点】において、当組合の組合員および准組合員の世帯員（家族）として加入する未就学児のいる世帯で、当該世帯の【12月分の保険料】から、未就学児1名につき12,000円を軽減いたします。詳細については、下記のとおりです。

■対象世帯

基準日となる、毎年11月30日時点において、同一世帯に、当組合に加入している未就学児がいる世帯。

※「未就学児」とは、小学校入学前の0歳から6歳までの子。

***今年度（令和5年度）は、平成29年4月2日以後に生まれた子が対象となります。**

- ①令和5年11月29日以前に資格を喪失している未就学児は、対象となりません。
- ②令和5年12月1日以降に当組合に加入した未就学児は、今年度（令和5年度）の対象とはなりません。
- ③軽減措置実施後、令和5年11月30日以前に遡って資格を喪失された場合は、軽減された額を返還していただくこととなりますので、予めご了承ください。

■軽減額

12,000円×医師国保組合加入未就学児数

■実施方法

- ①基準日に当組合に資格のある未就学児1名に対し、保険料12,000円を軽減します。
 - ②令和5年12月分の保険料（令和5年12月20日引き落とし分）から、未就学児1名につき、軽減分（12,000円）を差し引いて請求します。
- なお、保険料は、医療給付費分・後期高齢者支援金分から差し引きます。

◎本措置は、年度につき1回限りの実施となります。

（※毎月の実施ではありませんので、ご注意ください。）



⇒ 本冊子31ページのQ&Aも併せてご覧ください。

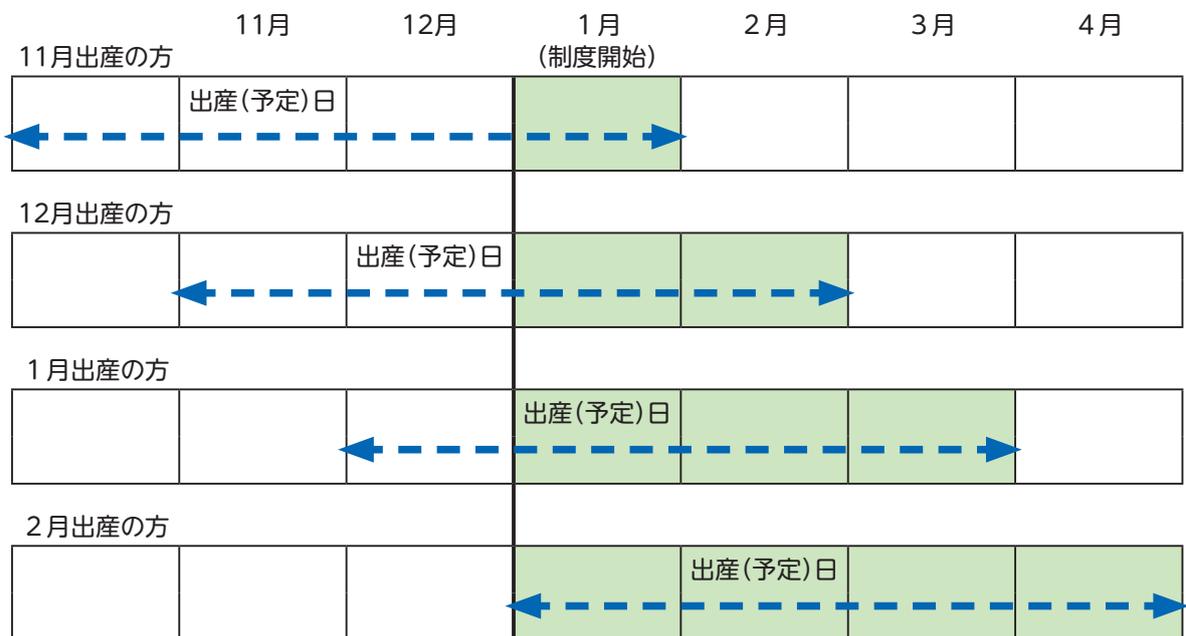
Q&A

Q1 令和5年11月に出産しました。何月分の保険料から免除されますか？

A1 制度の施行が令和6年1月からですので、令和5年11月に出産した場合は令和6年1月分の保険料が免除されます。また、令和5年12月に出産した場合は、令和6年1月から2月分、令和6年1月に出産した場合は、令和6年1月から3月分の保険料が免除されます。

令和5年11月～令和6年2月に出産される方の減免期間（単胎妊娠の場合）

 → 減免対象期間



※令和6年2月以降に産まれる方は出産(予定)日が属する月の前月から4か月間が減額期間となります。

Q2 出産予定月と実際の出産月が異なる場合、どのようになりますか？

A2 出産予定月と実際の出産月が異なっても、原則減免内容の変更は行わず、届出の必要ありません。

Q3 出産予定日の何か月前から届出を行うことができますか？

A3 出産予定日の6か月前から届出は可能です。
なお、令和6年1月の制度施行前の届出でも問題ありません。



② 資格の取得・喪失・変更等について

1 加入資格 / 資格の取得について

茨城県医師国民健康保険組合には、第1種組合員、第2種組合員、准組合員および世帯員があり、加入するには以下の条件を満たす必要があります。

組合員 (医師)	第1種組合員	茨城県医師会会員で、県内で医療または福祉の事業や業務に従事する医師 ※常勤医師・非常勤医師問わず（大学院生等を含む）加入できます。
	第2種組合員 (75歳以上の医師)	上記のうち、高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者の組合員
准組合員 (従業員)		組合員である医師が開設者または管理者である医療機関や福祉施設に勤務する者
世帯員 (家族)		組合員および准組合員と同じ世帯に属する者（住民票が同じであること） ※学生は組合員と住所が別であっても在学証明書を添付して申請することで加入可能

なお、以下に該当する場合は、組合員になることはできません。

- 健康保険、船員保険および共済保険の被保険者である本人または被扶養者
- 生活保護法の適用を受けている世帯

【資格取得の際にご提出いただくもの】

- 「国民健康保険被保険者資格取得申請届(書)」【様式第1】
- 「住民票謄本」*（加入される方のマイナンバーの記載があるもの）
- 准組合員の方の場合は、「准組合員資格取得申請届(書)」【様式第2の(2)】を記入のうえ、こちらについても、加入される方のマイナンバー入りの住民票謄本と「念書」を添付して、ご提出ください。

*「住民票謄本」とは、世帯全員（家族全員）が記載されている、住民票の写しのこと。

2 資格喪失について

組合員、准組合員およびその世帯員は、以下の場合に資格喪失します。

- 組合員および准組合員が医療・福祉の事業または業務に従事しなくなったとき、または組合員が茨城県医師会の会員でなくなったとき
- 准組合員が勤務先を退職したとき
- 死亡したとき
- 健康保険、船員保険および共済保険の被保険者になったとき
- 必要な届出や保険料の納入を怠るなどの理由により組合から除名されたとき

【資格喪失の際にご提出いただくもの】

- 組合員世帯は「国民健康保険被保険者資格喪失申請届(書)」【様式第1】
准組合員世帯は「准組合員資格喪失申請届(書)」【様式第2の(2)】
- 被保険者証（保険証）の返却

◎Point：資格喪失日は、退職日の翌日

（死亡等により資格を喪失した場合は、亡くなった日（死亡日）の翌日が資格喪失日となります。）

喪失手続き完了後、「離脱証明書」を発行し、医療機関宛に送付いたします。送られてきた「離脱証明書」は、退職者の方へお渡しください。なお、資格喪失日は退職日の翌日です。

● 「離脱証明書」について

「離脱証明書」とは、“医師国保を抜けた”という、資格喪失証明書のことです。
医師国保を抜けて、次の保険に加入する際に必要となります。

3 資格変更について

婚姻や転居などにより、氏名・住所等の変更があった際は、被保険者証（保険証）の変更が必要となるため、組合へ申請を行ってください。

【資格変更の際にご提出いただくもの】

- ・組合員世帯は「国民健康保険被保険者資格変更申請届（書）」【様式第1】
准組合員世帯は「准組合員資格変更申請届（書）」【様式第2の(2)】
- ・住民票謄本（変更後の氏名・住所のもの）
- ・変更前の被保険者証（保険証）の返却

4 資格に関する届出等について

組合員、准組合員および世帯員の資格取得、資格喪失、その他被保険者の資格に関する届出等は、組合の定める様式により、組合員が14日以内に行ってください。申請は、郵便等でお願いたします。

各申請書については、組合ホームページからダウンロードしていただくか、または組合までお問い合わせください。

〈組合ホームページからのダウンロード方法〉

- ①茨城県医師国民健康保険組合ホームページ ➡ <https://www.ibaikokuho.jp/dl/>
- ②ホーム画面内の **各種様式ダウンロード** をクリック
- ③各申請用紙（PDFファイル）をダウンロードできる画面が表示されますので、必要な様式をダウンロードし、A4サイズにプリントアウトしてご利用ください。

組合員およびその世帯員はこちらの様式

「No.01 国民健康保険被保険者資格（取得・喪失・変更）届書記入例含む。」【様式第1】

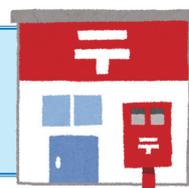
准組合員およびその世帯員はこちらの様式

「No.02 准組合員資格（取得・喪失・変更）申請（届）書記入例含む。」【様式第2の(2)】

- ④申請書等をご記入いただき、その他添付書類と一緒に当組合までご送付ください。

【送付先】

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489
茨城県医師国民健康保険組合



5 適用事業所の健康保険適用除外承認申請について

ホームページから様式をダウンロードしていただく場合は、「No.03 適用除外承認申請書」をご利用ください。

●社会保険の適用事業所になった場合の手続きについて

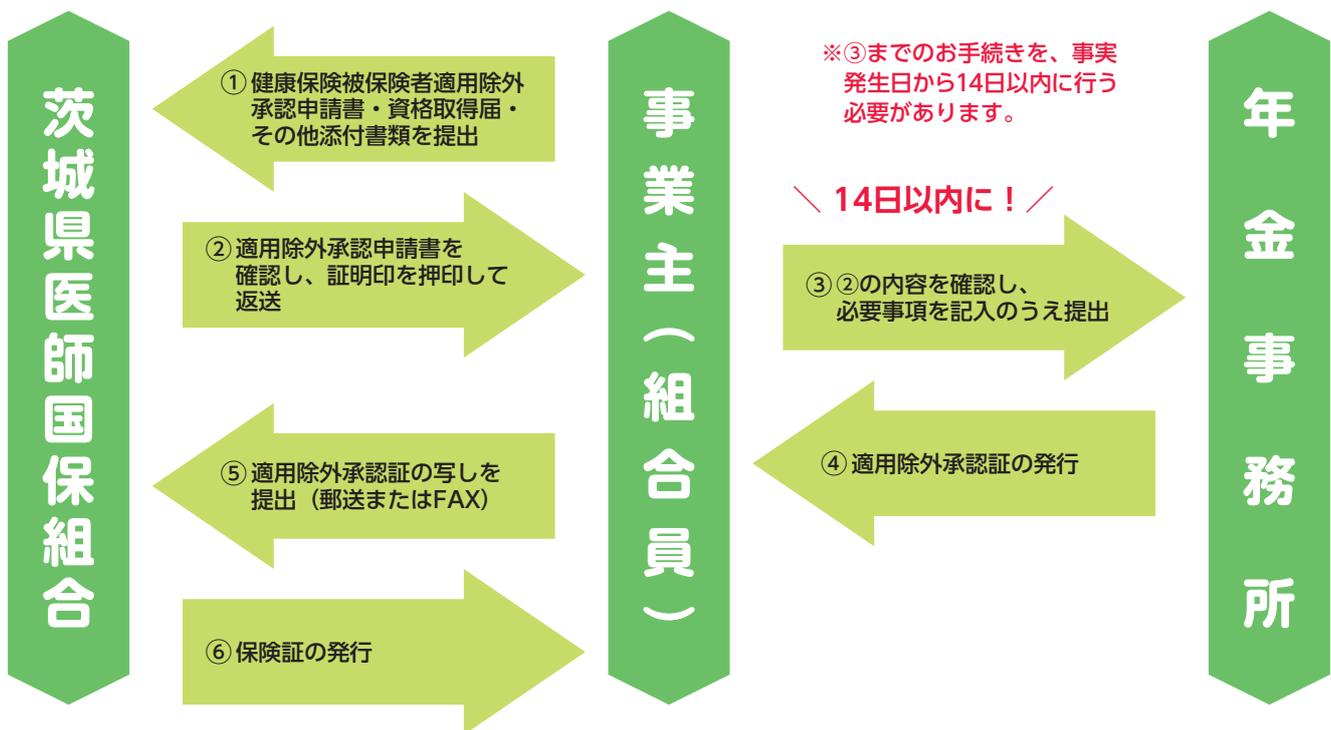
事業所が法人化した場合や、常勤の従業員が常時5人以上となった場合は、社会保険（健康保険および厚生年金）が適用されますので、本来、医師国保に加入することはできません。任意で、社会保険適用となった場合も同様です。

しかし、「健康保険適用除外承認申請書」を年金事務所に提出し承認を得ることによって、健康保険の適用が除外され、医師国保に加入・継続することができます。

⚠適用事業所で、適用除外の手続きを行わず社会保険（健康保険および厚生年金）に加入した事業所が、後から適用除外の承認を受けることはできませんので、ご注意ください。

●適用除外承認申請の流れ

〈従業員の新規加入の場合〉



①「適用除外承認申請書」・「資格取得申請届（書）」・「その他の添付書類」を当組合までご送付ください。

②当組合で資格要件等を確認後、「適用除外承認申請書」に理事長印を押印し、事業主へご返送します。

③「適用除外承認申請書」を※その他必要書類と一緒に、管轄の年金事務所または年金事務センターへご提出ください。

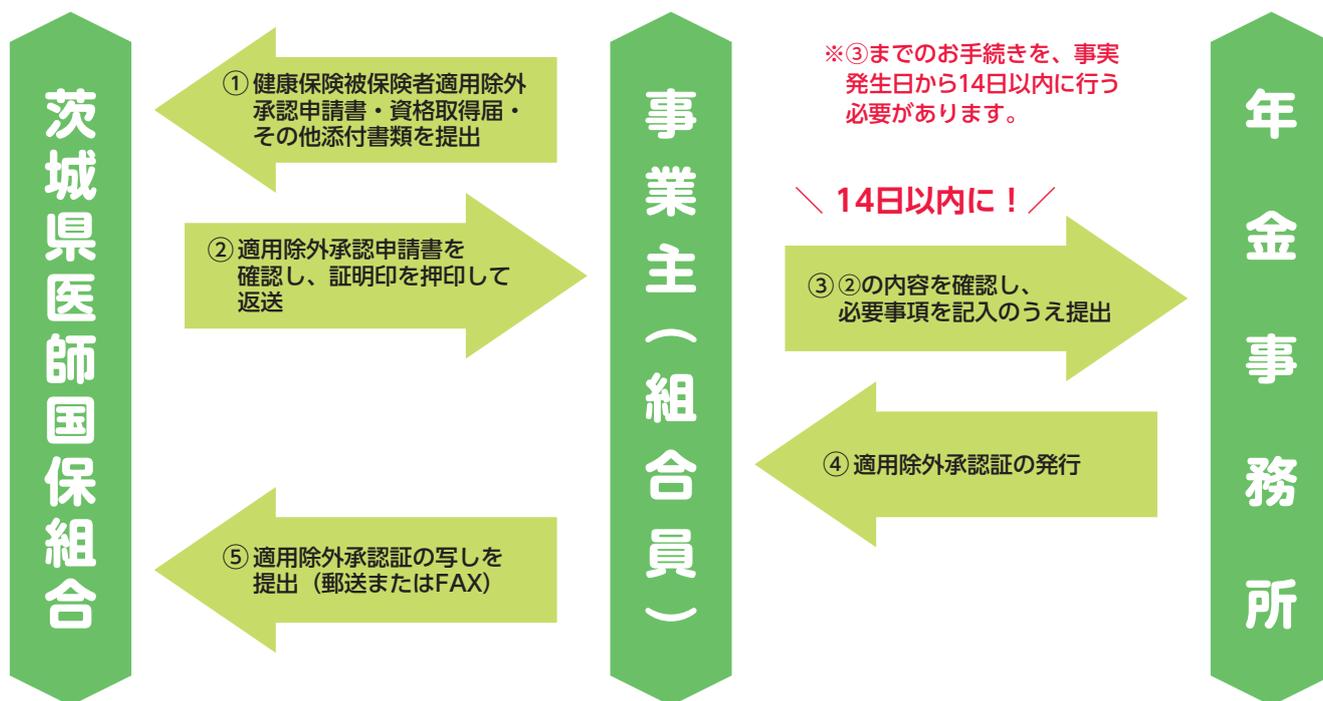
※その他必要書類については、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

④年金事務所から「健康保険適用除外承認証」が発行されます。

⑤「適用除外承認証」の写しを、当組合までFAXまたはご送付ください。

⑥被保険者証（保険証）を発行します。なお、適用除外の承認年月日が、当組合の資格取得日となります。

〈法人化をする場合など〉



- ①「適用除外承認申請書」・「事業所各種変更届」・「預金口座振替依頼書」等を当組合までご送付ください。
- ②当組合で「適用除外承認申請書」に理事長印を押印し、事業主へご返送します。
- ③「適用除外承認申請書」を※その他必要書類と一緒に、管轄の年金事務所または年金事務センターへご提出ください。
※その他必要書類については、管轄の年金事務所にお問い合わせください。
- ④年金事務所から「健康保険適用除外承認証」が発行されます。
- ⑤「適用除外承認証」の写しを、当組合までFAXまたはご送付ください。

⚠ 注意事項

適用事業所となった場合、年金事務所に「健康保険適用除外承認申請書」と「厚生年金資格取得届」の提出が必要となりますが、それぞれ申請期限が異なりますのでご注意ください。

「適用除外承認申請書」は事実の発生日から14日以内、「厚生年金資格取得届」は5日以内の提出となります。

【適用事業所について】

事業所や従業員の意思に関係なく、法律により健康保険および厚生年金への加入が定められている事業所を「強制適用事業所」といいます。（法人の事業所、または常時5人以上の従業員を雇用する事業所。）

また、強制適用事業所とならない事業所でも、従業員の半数以上が同意し、厚生労働大臣の認可を受けた場合は「任意適用事業所」になることができます。

ただし、個人事業所の事業主は、健康保険および厚生年金に加入することはできません。

3 保険料

1 保険料の徴収について

保険料は、資格取得日の属する月から発生し、資格喪失日の属する月は徴収しません。

また、保険料には日割り計算はありませんので、月の途中で加入・喪失した場合でも月割りで計算します。

例) 資格取得日が4月15日の場合は、4月分の保険料から徴収します。

資格喪失日が4月15日の場合は、4月分の保険料は徴収しません。

2 保険料の種別

- (1) 医療給付費分 …………… 0歳から74歳までの方が対象
- (2) 後期高齢者支援金分 …………… 0歳から74歳までの方が対象
- (3) 介護納付金分 …………… 40歳から64歳までの方が対象
- (4) 第2種組合員分 …………… 75歳以上の医師の方が対象

3 令和5年度1人あたりの月額保険料

区 分				医 療 給 付 費 分	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	介 護 納 付 金 分	月 額 合 計	0歳～39歳の方と65歳以上の方はこちらの保険料
第1種組合員所得割	前々年課税標準所得額	A	0円～200万円未満	0	0	0	0	0
		B	200万円～400万円未満	1,000	1,000	1,000	3,000	2,000
		C	400万円～600万円未満	8,000	2,500	2,500	13,000	10,500
		D	600万円～800万円未満	16,000	3,000	3,000	22,000	19,000
		E	800万円～1,000万円未満	28,500	8,500	8,500	45,500	37,000
		F	1,000万円～1,500万円未満	29,000	8,500	8,500	46,000	37,500
		G	1,500万円～2,000万円未満	30,500	8,500	8,500	47,500	39,000
		H	2,000万円～3,000万円未満	31,500	8,500	9,000	49,000	40,000
		I	3,000万円以上	32,000	9,000	9,500	50,500	41,000
第1種組合員均等割(開設者医師)				17,000	4,000	5,500	26,500	21,000
第2種組合員均等割(75歳以上の医師)				5,000	-	-	5,000	5,000
准組合員均等割(従業員)				13,000	4,000	5,000	22,000	17,000
世帯員均等割(家族)				7,500	3,000	2,500	13,000	10,500

1. 第1種組合員の方は、左の表の所得割と均等割の月額合計がその月の保険料となります。
 ※大学院生の非常勤医師の場合は、当該年度内の保険料は左の表の均等割のみになります。なお、次年度からの保険料については、前々年度の課税標準総所得額から算出されます。
2. 介護保険料(介護納付金)は、介護第2号該当者の方(40歳～64歳の方)については医師国保で徴収します。65歳以上の方については、年金からの天引き等によって居住地の市町村に納付することになります。
 なお、1日生まれの方は、誕生月の前の月から保険料が変更となります。
3. 介護第2号該当者の方(40歳～64歳の方)以外は、このうち介護納付金分を除いた額が月額の保険料となります。 ***こちらの方については、左の表の黄色い枠の部分をご確認ください。**
4. 新たに加わった組合員(第1種組合員が2名以上いる、同一同居世帯の勤務医組合員を除く。)の当該年度内の第1種組合員所得割は、左の表のF区分が適用されます。なお、次年度からの保険料については、前々年度の課税標準総所得額から算出されます。
5. 同一同居世帯の第1種勤務医組合員の所得割については、左の表のA区分が適用されます。
 (第1種勤務医組合員の前々年課税標準総所得額を、主組合員の前々年課税標準総所得額と合算して、主組合員に賦課されるため。)
6. 世帯員均等割は、加入する人数に乗じた額となります。

4 保険料の納入

第1種組合員、第2種組合員とその世帯員の保険料は、毎月20日(土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日)に、組合員の指定口座からの自動引き落としとなります。

准組合員とその世帯員の保険料については、医療機関の開設者(主組合員)の口座から併せて引き落としとなります。

また、医師国保に新たに加わった場合や、法人化等で医療機関の開設者(主組合員)が変更となった場合などは、保険料の引き落とし口座を組合に申請していただく必要がございますので、下記書類のご提出をお願いいたします。

提出していただく書類：「**No.15 預金口座振替依頼書**」

当組合ホームページからダウンロード可能です。

※ なお、口座の登録が完了するまでには、収納代行会社との兼ね合いで通常1～2ヶ月ほどお時間をいただきます。口座の登録が完了するまでの間は請求書を送付いたしますので、お手数ですが、お振込みをお願いいたします。

5 保険料に関するお知らせ

領収書の代わりとして、毎年1月から12月までに納付していただいた保険料の「国民健康保険料納付済証明書」を翌年1月に送付しております。保険料納付済証明書は、確定申告の際などにお使いください。

ただし、保険料の滞納がある場合は「国民健康保険料納入証明書」を送付いたします。

<保険料に関する新制度>

- 未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置の実施・・・5ページ・31ページ
- 産前産後期間の保険料の減免制度・・・・・・・・・・・・・・6～7ページ・32～33ページ

保険料に関する新制度については、上記ページに詳細を掲載しておりますので、併せてご覧ください。



4 保険給付について

茨城県医師国保組合では、当組合に加入する被保険者に対して、下記のとおり保険給付を行っています。

注) 当組合では自家診療（自己の所属する医療機関における医師、従業員およびその家族の診療）については、療養の給付を行わないことになっておりますのでご了承ください。（院外処方も含みます）

こんなときに	給付の内容	給付の名称								
●医療機関にかかるとき	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">義務教育就学前までの方は窓口で2割を負担</td> </tr> <tr> <td colspan="2">義務教育就学後から69歳までの方は窓口で3割を負担</td> </tr> <tr> <td>70歳から</td> <td>一般所得者は窓口で2割を負担</td> </tr> <tr> <td>74歳までの方</td> <td>現役並み所得者は窓口で3割負担</td> </tr> </table>	義務教育就学前までの方は窓口で2割を負担		義務教育就学後から69歳までの方は窓口で3割を負担		70歳から	一般所得者は窓口で2割を負担	74歳までの方	現役並み所得者は窓口で3割負担	療養給付
義務教育就学前までの方は窓口で2割を負担										
義務教育就学後から69歳までの方は窓口で3割を負担										
70歳から	一般所得者は窓口で2割を負担									
74歳までの方	現役並み所得者は窓口で3割負担									
<ul style="list-style-type: none"> ●保険証を忘れた場合や、外出先での急病など、やむを得ない事情で自費扱いとなったとき ●柔道整復師の施術 ●医師が必要と認めたコルセット等の治療用装具の作成 ●医師が必要と認めた、あんま・はり・きゅう・マッサージの施術 ●海外渡航中にやむを得ず医療機関にかかったとき 	治療費の全額を支払い、後日当組合に申請することにより払い戻し（自己負担分を差し引いた保険給付費分を現金で支給）を受けることができます。	療養費								
●医療費の自己負担が高額になったとき	同じ保険医療機関で1か月に支払った一部負担金が、自己負担限度額（国民健康保険法で定めた計算式により算出した額）を超えた場合に支給します。	高額療養費								
●世帯内での医療と介護の自己負担が高額になったとき	同一世帯内で、同じ月に介護保険受給者がいる場合に、高額療養費の算定単位で、医療と介護の自己負担（いずれも高額療養費等の支給があった場合はその額を除く。）を合算し、一定の基準（介護合算算定基準額）を超える場合には、超えた額を医療保険と介護保険の各保険者から支給します。	高額介護合算療養費								
●訪問看護ステーションから訪問看護を受けたとき	療養の給付における自己負担と同額です。残りの費用は組合が負担します。	訪問看護療養費								
●医師の指示で医療機関に移送されたとき	医師の指示により、一時的・緊急的な必要があって移送された場合の費用を負担します。	移送費								
●出産したとき	被保険者の出産に対し、1子につき 50万円 を支給します。 * 出産した被保険者の方には、育児情報誌「月刊・赤ちゃん！」を1年間配布します。	出産育児一時金								

こんなときに	給付の内容	給付の名称
●死亡したとき	<p>1) 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行った方に対し、次の葬祭費を支給します。</p> <p>第1種組合員 30万円</p> <p>※6か月以上被保険者である第1種組合員が、発病または負傷した日から14日以内に死亡したときは、葬祭費加算金として10万円を加算して支給します。</p> <p>准組合員および世帯員 10万円</p>	葬 祭 費
	<p>2) 第2種組合員が死亡したときは、その者の葬祭を行った方に対し、次の葬祭見舞金を支給します。</p> <p>第2種組合員 30万円</p> <p>(後期高齢者広域連合が同様の給付を行うときは、その給付相当分を減額します。)</p> <p>※6か月以上(第1種組合員からの継続を含む)第2種組合員が発病または負傷した日から14日以内に死亡したときは、葬祭見舞金加算金として10万円を支給します。</p>	葬祭見舞金
	<p>3) 第1種組合員および第2種組合員の世帯員である配偶者もしくは直系尊属が死亡したとき。</p> <p>※死亡前60日以内に療養給付等を受けなかった場合には、その者の主たる遺族に対し、死亡弔慰金20万円を支給します。</p>	死亡弔慰金
●療養や介護サービスを受けるために医業に従事することができなかつたとき	<p>第1種組合員が療養や介護サービスを受けるために、15日以上医業に従事することができなかつたときに支給します。</p> <p>1日に付き8,000円</p> <p>※支給を始めた日から起算して360日を限度とする。</p>	傷病手当金
●第2種組合員・組合員の世帯員である父母・配偶者が療養のため入院加療したとき	<p>療養のために15日以上入院加療したときに支給します。(入院を要する病状にもかかわらず、特別な事情により居宅療養した場合も含みます。)</p> <p>1日に付き2,000円</p> <p>※支給を始めた日から起算して120日を限度とする。ただし、同一疾病は90日が限度。</p>	傷病見舞金
●准組合員が療養のため入院加療したとき	<p>療養のために15日以上入院加療したときに支給します。</p> <p>1日に付き2,000円</p> <p>※支給を始めた日から起算して120日を限度とする。ただし、同一疾病は90日が限度。</p>	傷病見舞金
●インフルエンザワクチンを接種したとき	<p>補助額 年度内1人1回限り 2,000円</p> <p>※市町村から補助を受ける被保険者は除く。</p>	インフルエンザワクチン接種補助

※「特別傷病手当金」と「PCR検査に係る自家検査費用補助」については、令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことから、同年5月7日をもって終了いたしました。

5 保健事業について

1 健康診断および特定健康診査等について

茨城県医師国保組合では、健康診断費用を助成しています。健康診断の目的は、病気の発見、治療だけではなく、自分の身体をよく知ることや身体からの危険信号をキャッチすることで、病気の早期発見や生活習慣病の予防を行うことにあります。また、健康診断と併せて、生活習慣病の予防・改善のための「特定健康診査・特定保健指導」も実施しています。ぜひご利用ください。

1) 健康診断受診対象

- (1) 一日人間ドック受診対象者
 - ① 組合員と組合員の配偶者および第2種組合員
 - ② 40歳から74歳までの准組合員（年度途中に加入した方および40歳になる方は除く。）
- (2) 特定健康診査のみ対象者

40歳から74歳までの家族（組合員の配偶者は除く。）

2) 特定健康診査受診対象

40歳から74歳までの被保険者で、令和5年3月31日時点で加入している方です。対象者には受診券を発行いたします。年度途中に加入した方および40歳になる方、また資格喪失した方は対象外となります。
※年度途中に75歳になる方は、75歳の誕生日までの期間が対象となります。

3) 受診健診機関

	健診機関	簡易人間ドック	特定健康診査	特定保健指導		健診機関	簡易人間ドック	特定健康診査	特定保健指導
A	県医師会特定健診等登録健診機関	×	○	×	L	土浦協同病院	○	○	○
B	茨城県メディカルセンター (注5参照)	○	○	○	M	龍ヶ崎済生会総合健診センター	○	○	○
C	つくば総合健診センター	○	○	○	N	小山記念病院健康管理センター	○	○	○
D	日立メディカルセンター	○	○	○	O	水戸協同病院	○	○	×
E	取手北相馬保健医療センター医師会病院	○	○	○	P	高萩協同病院	○	○	○
F	きぬ医師会病院	○	○	×	Q	JAとりで総合医療センター	○	○	○
G	霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	○	○	○	R	茨城西南医療センター病院	○	○	○
H	白十字総合病院健診センター	○	○	○	S	なめがた地域医療センター	○	○	×
I	城西総合健診センター	○	○	○	T	石岡共立病院(R4年度から)	○	○	×
J	友愛記念病院総合健診センター	○	○	○	U	筑波大学附属病院	○	○	○
K	結城病院	○	○	×	V	茨城県栄養士会((注4)参照)	×	×	○

- (注1) A：茨城県医師会特定健康診査実施医療機関で受診する場合は、実施医療機関を茨城県医師会のホームページ (<https://www.ibaraki.med.or.jp/>) で確認のうえ、受診してください。
- (注2) A～Uの健診機関では、原則として一日人間ドック（特定健康診査の項目が全て含まれているため）が実施されます。
- (注3) 特定健康診査または特定保健指導のみを受診される方は、上記健診機関で実施の有無を確認のうえ、受診してください。
- (注4) 令和4年度から、V：茨城県栄養士会では、上表の特定保健指導が×印の健診機関で特定健康診査を行い、特定保健指導に該当した場合、希望により実施できます。
- (注5) 今年度から、B：茨城県メディカルセンターでは、上表のA～Uの健診機関で受診して特定保健指導に該当した場合、希望により実施できます。

4) 組合員・配偶者の受診方法

通常の「健診」を希望する方は、各自、3) 受診健診機関へ予約してください。

「日曜健診」を希望する方は、3) のBの健診機関：茨城県メディカルセンター（年3回実施）での受診になります。

受診の際は、組合から送付する特定健康診査・簡易人間ドック受診券と、被保険者証を健診機関に提出してください。

5) 准組合員の受診方法

各自で、3) 受診健診機関へ予約し、特定健康診査・簡易人間ドック受診券と被保険者証を併せて健診機関に提出し受診してください。なお、准組合員の方につきましては、日曜健診は受けられません。

6) 助成限度額と自己負担額

【助成限度額】

区 分	助成限度額	年 齢 制 限
組合員とその配偶者および第2種組合員	45,000円	なし
准組合員	30,000円	40歳から74歳までの方

【自己負担額】

1 簡易人間ドックおよび 特定健康診査受診該当者	組合員およびその配偶者 45,000円を超える費用部分
	40歳以上の准組合員 30,000円を超える費用部分
2 特定健康診査のみの受診該当者	自己負担なし
3 特定保健指導受診該当者	自己負担なし（令和4年度から）

7) 健診機関への組合負担分費用の支払い

3) のB～Uの健診機関への組合負担限度分費用については、組合から健診機関へ直接支払います。

組合負担分を支払った場合は、その領収書を添えて組合へ請求してください。（健診機関から組合へ直接請求も可）

8) 事業主健診等のデータ提出について

労働安全衛生法に基づく事業主健診等が実施された場合は、特定健診の全部または一部を行ったものとみなされますので、雇用主等は「事業主健診データ」のコピーと下記請求書を組合までご提出ください。

その際に、1人につき、2,000円を手数料としてお支払いいたします。

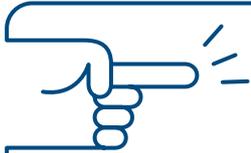
当組合ホームページから
ダウンロード可能です。

提出していただく書類：「No.13 特定健康診査に係る情報提供手数料補助請求書」【様式第1】

9) 留意点

組合員とその家族、准組合員とその家族の方で、特定健診等受診対象者は、県医師会の特定健診等登録健診機関として登録された組合員の健診機関で受診・指導を受けることができますが、組合員である医師が自分で自分の健診・保健指導を行うことはできません。





40歳以上の方は 特定健康診査・特定保健指導を 受けましょう！



●特定健康診査とは・・・？

近年、多くの方が悩まされている生活習慣病。主に、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの病気がありますが、多くの場合これらは個々に発症するのではなく、内臓脂肪の蓄積により引き起こされることがわかってきました。

メタボリックシンドロームとは、過剰に蓄積された内臓脂肪が体に対して色々な悪影響を及ぼし、生活習慣病にかかりやすくなった状態のことをいいます。内臓脂肪は体内の糖や脂質の代謝を妨げ、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などのさまざまな生活習慣病を引き起こします。

そうならないために、40歳から74歳までの被保険者を対象に、平成20年度から特定健康診査が保険者に義務付けられ、実施をしてきました。

★特定健康診査の基本項目

問診	問診票による回答
身体計測	身長・体重・腹囲・肥満度
身体診察	既往歴、自覚症状、他覚症状
血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧
生化学検査	中性脂肪、HDLコレステロール、 ■LDLコレステロール、 ■non-HDLコレステロール、 GOT (AST)、GPT (ALT)、 γ-GT (γ-GTP)
血糖検査	●空腹時血糖 ●随時血糖 ●HbA1c (NGSP値)
尿検査	尿糖、尿たんぱく+-による判定
医師の判断	メタボリックシンドローム判定、 保健指導レベル、医師の診断(判定)、 健康診断を実施した医師の氏名

茨城県医師国保組合では、組合員とその配偶者には人間ドックを**45,000円**まで助成し、40歳以上の准組合員にも**30,000円**までの助成を実施しています。

人間ドックには、左の表の特定健康診査実施項目が全て含まれているため、より手厚い健診を受けることができます。

また、組合に加入する医療機関が茨城県医師会特定健康診査登録機関になっている場合、ご自分の医療機関で医師を除く対象被保険者は特定健康診査を実施することもできます。事業主健診の結果データをご提供いただければ、情報提供手数料として一人につき2,000円をお支払いしております。

●特定保健指導とは・・・？

特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された場合(次表)、この状態を放置すると動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中などの深刻な循環器系の病気を招く恐れがあります。

そうならないためにも、必ず**特定保健指導(無料)**を受診して、健康な体を取り戻しましょう！

★特定健康診査の基本項目

腹 囲	追加リスク ①血 糖 ②脂 質 ③血 圧	喫煙歴	対 象	
			40～64歳	65歳～74歳
≥85cm(男性) ≥95cm(女性)	2つ以上該当	－	積極的支援	動機付け支援
	1つ以上該当	あり なし		
上記以外で BMI≥25	3つ該当	－	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	－		

- ①血糖
空腹時血糖100mg/dl以上、
HbA1c (NGSP値) が5.6%以上
- ②脂質
中性脂肪が150mg/dl以上
またはHDLコレステロール
40mg/dl未満
- ③血圧
収縮期130mmHg以上または
拡張期85mmHg以上

- ※糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している方は、指導の対象外となります。
- ※糖尿病、高血圧症または脂質異常症以外の疾病で医療機関を受療中の方や、糖尿病、高血圧症または脂質異常症であっても服薬を行っていない方については、特定保健指導の対象者として抽出されることとなっています。
- ※65歳以上の人は「積極的支援」の対象でも「動機付け支援」となります。

●特定健康診査・特定保健指導の受診率は・・・？

・令和3年度 特定健康診査・特定保健指導の受診率 (単位：人、%)

区 分	茨城県医師国保			総数	市町村 国 保	国保 組合	健保 協会	船員 保険	健保 組合	共済 組合
	対象者	受診者 修了者	受診率							
特定健康診査	2,691	1,076	40.0	56.5	36.4	49.0	55.9	52.0	80.5	80.8
特定保健指導	109	4	3.7	24.6	27.9	13.2	16.5	13.4	31.1	31.4

※特定健康診査の組合としての目標値は70%で、特定保健指導の組合としての目標値は30%です。
(目標値は、国の指示のもと設定しております。)

令和4年度の、茨城県医師国保組合の特定健康診査は、対象者2,591人のうち、受診者は半数以下の1,067人、受診率は41.2%で、特定保健指導は、対象者98人のうち修了者4人、受診率は4.1%でした。

このように、医師国保組合は、特定健康診査・特定保健指導とも保険者全体の全国平均を大きく下回っており、他の国保組合や市町村国保と比べても、受診率が著しく低くなっています。

特定健康診査・特定保健指導については、病気の早期治療や予防につなげることにより、将来的に医療費抑制の効果が期待できます。

皆さまの積極的な受診をお願いいたします。



医療従事者の皆様は、日ごろからご自身の健康に気づかい、身体の状態を十分に承知していると思います。

ですが、40歳を過ぎれば、年に1度は人間ドック(特定健康診査)を受け、ご自身の生活習慣病のリスクを数値化してみたいかがでしょうか。

そして、リスクが高い時は、第三者の目による保健指導を受けることも、自分の健康・身体を見つめ直すとても良いチャンスです。

皆さん、年に1度は人間ドックを受けましょう！

6 茨城県医師国民健康保険組合Q&A

医師国保組合の被保険者の皆様から、お問い合わせが多いものをQ&A形式でまとめました。申請に関するお手続きや保険給付の内容について、何かわからないことがあった場合などに、ぜひご利用ください。



茨城県医師
国民健康保険組合
〒310-0852
茨城県水戸市笠原町489
TEL:029-241-6645
FAX:029-244-4101

組合概要

Home >> 各種様式ダウンロード

こちらからダウンロードが出来ます。
すべてPDFファイルで掲載していますので、ダウンロード後、A4サイズにプリントアウトしてご利用下さい。

各申請用紙

- [No.01 国民健康保険被保険者資格（取得・喪失・変更）届書 記入例含む。](#)
- [No.02 准組合員資格（取得・喪失・変更）申請（届）書 記入例含む。](#)
- [No.03 適用除外承認申請書](#)
- [No.04 国民健康保険被保険者証交付申請書\(紛失届\)](#)
- [No.05 限度額適用認定申請書\(令和4年8月版\)](#)
- [No.06 療養費支給申請書\(診療費等\)・療養費請求書](#)
- [No.07 療養費支給申請書\(治療用器具\)・療養費請求書](#)
- [No.08 国民健康保険出産育児一時金請求書](#)
- [No.09 国民健康保険葬祭費請求書](#)
- [No.10 傷病手当金請求書](#)

【申請書類について】

申請に必要な書類は、茨城県医師国民健康保険組合ホームページ (<https://www.ibaikokuho.jp/dl/>) の、各種様式ダウンロードよりダウンロードできますので、そちらをA4サイズにプリントアウトしてご利用ください。

1 資格取得について

➡ 本冊子8ページ【2 資格の取得・喪失・変更等について】の①加入資格／資格の取得について も併せてご覧ください。

Q 組合員と准組合員はどう違うのですか？

A 茨城県医師会の会員であり、県内で医療または福祉の事業や業務に従事する医師の方が組合員で、准組合員は、組合員に雇用されている医師を除く従業員の方です。

Q 第1種組合員と第2種組合員はどう違うのですか？

A 第1種組合員は75歳未満の医師である被保険者のことです。
第2種組合員は75歳以上の医師で、医師国保組合に籍を残している後期高齢者医療制度の被保険者のことです。

Q 市町村国保と医師国保は、どのように違いますか？

A 基本的に、保険給付については市町村国保と同じです。ただし、保険料は異なります。市町村国保の保険料については、直接市町村国保の窓口へお問い合わせください。また、当組合では健康診断費用補助等の保健事業や、独自の付加給付などを行っております。

Q 診療所を開設し茨城県医師会にも入会しました。医師国保に加入したいのですが、どうしたらよいですか？

A 「No.01 国民健康保険被保険者資格取得届(書)」【様式第1】(ホームページより様式ダウンロード可)へ必要事項を記入のうえ、加入される方のマイナンバーの記載がある住民票謄本*を添付して、組合までご送付ください。

*「住民票謄本」とは、世帯全員(家族全員)が記載されている、住民票の写しのことです。

Q 世帯員(家族)の加入要件を教えてください。

A 収入に関係なく、医師を除く同一世帯の方(住民票謄本で確認)です。ただし、社会保険加入者を除きます。

Q 妻が専従者として自分の診療所から給与を得ていますが、自分の家族として医師国保に加入することはできますか？

A 加入できます。所得の有無に関係なく、住民票上同一世帯であれば、世帯員(家族)として加入することができます。

Q 別の住所に住んでいる家族を、自分の家族として医師国保に加入させることはできますか？

A 加入できません。組合員と同一世帯の方が被保険者の範囲となりますので、たとえ税法上の扶養家族となっても、住民票が同一世帯でないと加入することはできません。

Q 子供が学生です。住民票を移しているのですが、家族として医師国保に加入継続することはできますか？

A 学生(独身者)については、別の住所にあっても同一世帯として加入継続できます。その際は、在学証明書、居住地の住民票謄本を組合までご送付ください。

Q 従業員(准組合員)の加入要件を教えてください。

A 組合員に雇用されている医師以外の方です。常勤、非常勤は問いません。

「No.02 准組合員資格取得申請届(書)」【様式第2の(2)】と「念書」(ホームページより様式ダウンロード可)へ必要事項を記入のうえ、住民票謄本(加入される方のマイナンバーの記載があるもの)を組合までご送付ください。

2 資格喪失について

➡ 本冊子8ページ【2 資格の取得・喪失・変更等について】の
②資格喪失についても併せてご覧ください。

Q 従業員(准組合員)が退職するときの手続きを教えてください。

A 「No.02 准組合員資格喪失申請届(書)」【様式第2の(2)】へ記入のうえ、被保険者証(保険証)を添付し、14日以内に組合までご送付ください。

喪失手続き完了後、「離脱証明書」を発行し、医療機関宛に送付いたします。送られてきた離脱証明書は、退職者の方へお渡しください。なお、資格喪失日は退職日の翌日です。

● 「離脱証明書」について

「離脱証明書」とは、“医師国保を抜けた”という、資格喪失証明書のことです。
医師国保を抜けて、次の保険に加入する際に必要となります。

Q 高齢のため、開業していた診療所を閉院することにしましたが、医師国保に残ることはできますか？

A 診療所閉院と同時に茨城県医師会も退会する場合は、加入要件から外れるため、医師国保の資格は喪失となります。引き続き茨城県医師会の会員で、医療または福祉の事業や業務に従事する場合は、医師国保に残ることができます。

3 資格変更について

➡ 本冊子9ページ【2 資格の取得・喪失・変更等について】の③資格変更について も併せてご覧ください。

Q 婚姻等により姓が変わる、または引っ越しをして住所が変わりました。どのような手続きが必要ですか？

A 医師とその家族の場合は、「No.01 国民健康保険被保険者資格変更申請届(書)」【様式第1】、従業員とその家族の場合は、「No.02 准組合員資格変更申請(届)書」【様式第2の(2)】(どちらもホームページより様式ダウンロード可)へ記入のうえ、新しい住所および氏名の住民票謄本、変更前の被保険者証(保険証)を併せて組合までご送付ください。
なお、変更後の被保険者証(保険証)は、医療機関宛に送付いたします。

Q 現在、従業員を社会保険に加入させていますが、医師国保に変更することはできますか？

A 変更することはできません。制度上、社会保険が優先されますので、社会保険に加入している従業員を医師国保に移すことは、事業所の形態が変わらない限りできません。

4 適用除外承認申請について

➡ こちらについての詳細は、本冊子10ページ【2 資格の取得・喪失・変更等について】の⑤適用事業所の健康保険適用除外承認申請について も併せてご覧ください。

Q 健康保険の適用除外承認申請の際に提出する「健康保険適用除外承認申請書」は、どこでもらえますか？

A 申請書類は、当組合にございます。必要な場合はご連絡ください。
また、組合のホームページからもダウンロード可能です。

様式ダウンロード：「No.03 適用除外承認申請書」

Q 事業所を医療法人事業所に組織変更した場合の手続きを教えてください。

A 医療法人事業所は社会保険の強制適用になりますが、「健康保険適用除外承認申請書」を年金事務所に提出し、承認を得れば医師国保に残ることができます。
なお、医療法人事業所になってから、健康保険適用除外承認申請を行わないと、年金事務所から法人事業所として「健康保険者証」が送付され、医師国保を抜けていただくこととなりますので、早めにお手続きを行ってください。

Q 個人事業所で5人目の常勤従業員を雇うことになりましたが、医師国保に残ることはできますか？

A 常勤の従業員が5名以上になった場合、通常は社会保険の強制適用となりますが、「健康保険適用除外承認申請書」を年金事務所に提出し、承認を得れば5名以上でも医師国保に残ることができます。また、従業員は5名以上であるが、そのうち常勤の従業員は4名以下である場合については、社会保険の強制適用の対象とはなりませんので、非常勤であることがわかる証明書を当組合までご送付ください。

5 被保険者証（保険証）について

Q 被保険者証（保険証）の更新について教えてください。

A 当組合では、2年ごとに被保険者証（保険証）を発行しております。直近、令和5年8月1日に発行しておりますので、今皆様のお手元にある保険証は、令和7年7月31日まで有効です。（※75歳以上の方を除く。）

なお、資格喪失等で医師国保を抜ける際には、必ず保険証を返却してください。

***今年度は、令和5年7月25日（火）に、特定記録郵便で医療機関宛に保険証をお送りいたしました。**

Q 被保険者証（保険証）を紛失してしまいました。再発行はできますか？

A はい、再発行できます。

また、紛失に限らず、破損や劣化してしまった場合なども、再発行の対象となります。再発行をご希望の方は、「国民健康保険被保険者証交付申請書（紛失届）」（ホームページより様式ダウンロード可）へ記入のうえ、組合までご送付ください。

様式ダウンロード：「[No.04 国民健康保険被保険者証交付申請書（紛失届）](#)」【様式第1の(3)】

6 第三者行為について

Q 「第三者行為」とは、何ですか？また、第三者行為にあたる被害には、どのようなものがありますか？

A 交通事故や、他人から暴行を受けた場合、食中毒、設備等の不具合によって負傷した場合などが「第三者行為」にあたります。また、第三者行為にあたる被害には、次頁のようなものがあります。

- 第三者行為にあたる被害の例
 - ・交通事故（バイクや自転車によるものを含む。）
 - ・他人のペットなどによる怪我
 - ・不当な暴力や傷害行為による怪我
 - ・スキー、スノーボードなどでの接触事故
 - ・購入食品や飲食店などでの食中毒
 - ・他社所有の建物での設備の欠陥などによる事故

Q 交通事故による怪我で受診します。被保険者証（保険証）は使えますか？

A 被保険者証（保険証）は使えますが、届出が必要になります。交通事故等による怪我の医療費は、原則加害者（相手側）が全額負担すべきものですので、医師国保組合が加害者に代わって一時的に立て替え、後日加害者側へ請求します。交通事故に遭った場合は、早めに当組合までご連絡ください。

Q 届出が必要となる理由はなぜですか？

A 交通事故や傷害事件など、第三者行為により怪我をしたときの治療費は、加害者が負担するのが原則です。被保険者証（保険証）を使って治療を受ける場合は、加害者が支払うべき治療費を医師国保が一時的に立て替えて支払うこととなります。

そこで、後日、医師国保が負担した治療費を加害者に対して請求するために「第三者行為による傷病届」等が必要となりますので、速やかにご提出ください。届出は義務付けられています。

Q 被保険者証（保険証）が使えない場合には、どのようなものがありますか？

A 被保険者証（保険証）が使えない場合の被害には、以下のようなものがあります。

- ・相手方から医療費に係る損害賠償を受けた場合
- ・業務中や通勤中の事故で、労災保険が適用される場合
- ・被保険者の故意の犯罪行為によって生じた傷病の場合
- ・被保険者の飲酒運転や無免許運転など法令違反の事故の場合
- ・被保険者が故意に傷病を発生させた場合

7 保険給付について — 高額療養費

Q 入院し高額な医療費を支払ったのですが、申請はどのようにすればよいですか？

A 高額療養費に該当された方については、診療月から約3か月後に、高額医療費の申請書を組合から医療機関宛に送付いたしますので、その申請書を以って申請してください。

Q 限度額適用認定証の交付を受けるには、どのようにすればよいですか？

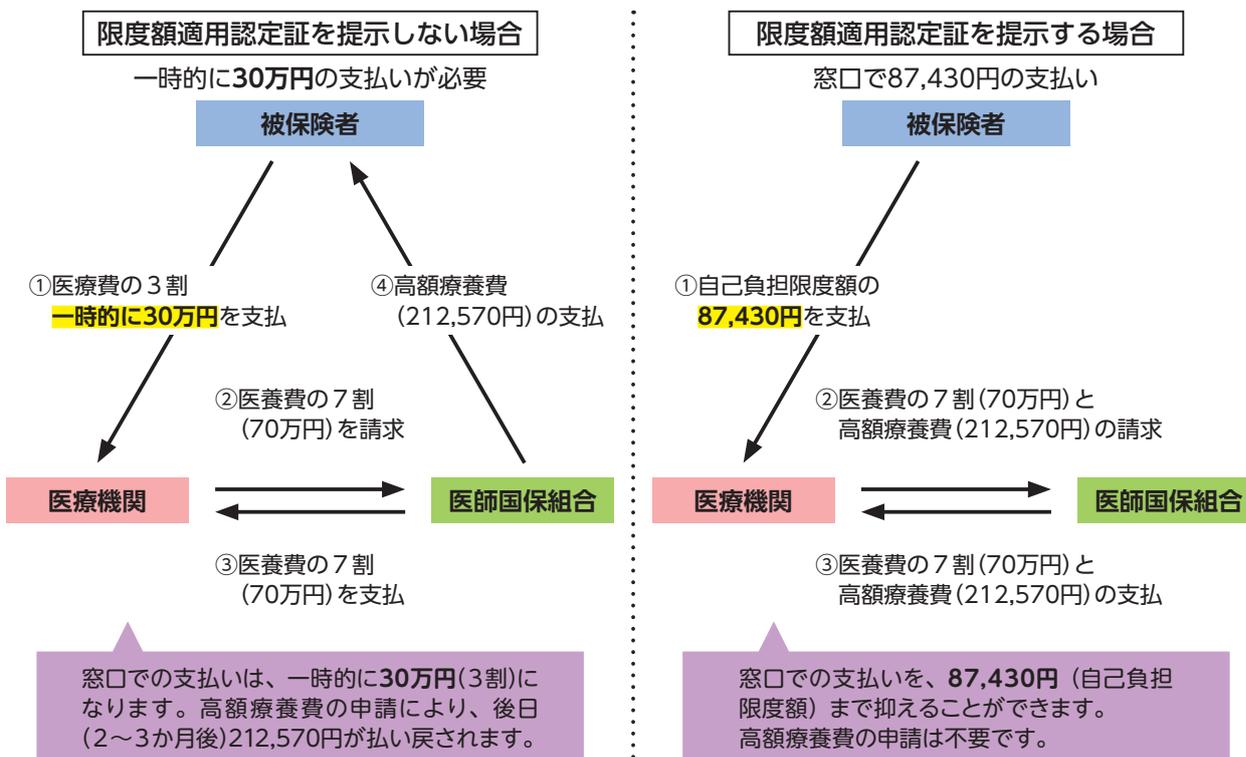
A 「限度額適用認定申請書」（ホームページよりダウンロード可）と添付書類を、組合までご送付ください。

様式ダウンロード：「No.05 限度額適用認定申請書（令和5年度8月版）」

● 「限度額適用認定証」について

「限度額適用認定証」とは、高額な医療費の支払いを抑えるために利用できる制度、および利用に必要な証となります。限度額適用認定証を事前に申請して医療機関に提示することで、窓口における医療費の支払額を自己負担限度額まで抑えることが可能です。

〈例〉 70歳未満・所得区分「ウ」（基礎控除後の所得210万円超600万円以下）
100万円の医療費で、窓口負担（3割）が30万円の場



Q 申請に添付する書類について教えてください。

A 世帯の中で医師国保に加入している方全員の所得の証明書（課税証明書・非課税証明書）が必要になります。ただし、マイナンバーによる所得判定ができる方については、添付書類の提出は不要です。
 ※高額療養費は、所得区分により自己負担限度額が違います。 *〈参考〉

〈参考〉

●70歳未満の方の場合

区分	所得要件	自己負担限度額(月額)	4回目以降(多数該当)
ア	基礎控除後の所得901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(月額)	140,100円
イ	基礎控除後の所得600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(月額)	93,000円
ウ	基礎控除後の所得210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(月額)	44,400円
エ	基礎控除後の所得210万円以下	57,600円(月額)	44,400円
オ	低所得(住民税非課税)	35,400円(月額)	24,600円

●70歳から74歳までの方の場合

所得要件	自己負担限度額(月額)		4回目以降
	外来 (個人ごとに計算)	世帯単位 (入院と外来があった場合)	
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(月額)		140,100円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円~690万円未満)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(月額)		93,000円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円~380万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(月額)		44,400円
一般(145万円未満)	18,000円[年間上限14.4万円]	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	—
低所得Ⅰ		15,000円	—

8 保険給付について — 療養費

Q 病院に行きましたが、保険証が手元になかったため、全額(10割)支払いました。払い戻しを受けられることはできますか？

A 急病・旅行中・資格取得の手続き中など、やむを得ない事情により保険証を提示できず、自費で診療を受けた場合、組合に申請をすれば、一部負担割合に応じた自己負担相当額を差し引いた額が療養費として払い戻されます。

申請には、「国民健康保険療養費支給申請書(診療費等)」、「国民健康保険療養費請求書」、「診療報酬明細書」、「領収書(原本)」等が必要になります。

様式ダウンロード：「[No.06 国民健康保険療養費支給申請書\(診療費等\)・療養費請求書](#)」
【様式第18】 【様式第22】

Q 整形外科で治療に必要な補装具等(コルセット)を作成し、その代金を組合に請求できると聞いたのですが、どのような手続きをすればよいですか？

A 医師の指示でコルセットなどを作成し購入した場合は、「国民健康保険療養費支給申請書(治療用装具)」と「国民健康保険療養費請求書」へ記入のうえ、「医師の証明書(作成指示書や同意書)」と「領収書(原本)」を添付し、組合までご送付ください。

様式ダウンロード：「[No.07 国民健康保険療養費支給申請書\(治療用装具\)・療養費請求書](#)」
【様式第18のB】 【様式第22】

Q 子供が弱視で、治療用眼鏡を装着することになりました。療養費を請求できますか？

A はい、請求できます。

ただし、9歳未満で、弱視、斜視、先天性白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡およびコンタクトレンズに限ります。

申請する際は、「国民健康保険療養費支給申請書（治療用装具）」と「国民健康保険療養費請求書」へ記入のうえ、「疾病名・度数が記載された処方箋（保険医による治療用眼鏡等の作成指示書）（処方日から2年以内のもの）」と「眼鏡作成業者に支払った分の領収書（**原本**）」を添付し、組合までご送付ください。

提出していただく書類：「**No.07 国民健康保険療養費支給申請書（治療用装具）・療養費請求書**」
【様式第18のB】 【様式第22】

9 保険給付について — 出産育児一時金

Q 出産を予定しています。免除されるものや給付されるものはありますか？

A 令和6年1月からスタートする「産前産後期間の国民健康保険料の減免制度」により、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます。

★制度の施行が令和6年1月からですので、**出産予定日（出産日）が令和5年11月1日以降の方が保険料減免の対象となります。**

なお、減免の対象となる期間以外の保険料については、産休・育休中も変わらず納付いただいております。

給付されるものには、出産後に出産育児一時金（1児につき50万円）があります。なお、社会保険等とは異なり、出産手当金はありませんのでご注意ください。

➡ **こちらについては、Q & Aの⑯産前産後期間の保険料減免制度について（32～33ページ）や、医師国保組合からのお知らせ（6～7ページ）も、併せてご確認ください。**

Q 出産育児一時金の支給条件を教えてください。

A 出産日に被保険者資格を有していることが条件となります（妊娠85日以上流産、死産含む）。
なお、医師国保に加入する前の保険が、社会保険の本人で1年以上の資格があり、退職後、半年以内に産まれた場合は、社会保険から支給されます。

しかし、社会保険に出産育児一時金を受け取る意思表示をしなかった場合には、医師国保から支給いたします。その際は、社会保険から出産育児一時金を受け取っていない旨を証明する書類が必要となりますので、ご注意ください。

Q 出産育児一時金の申請について教えてください。

A 申請には、①「直接支払制度を利用して医療機関等が申請」②「受取代理制度を利用して医療機関等が申請」③「被保険者が直接申請」の3通りの方法があります。

①「直接支払制度」と②「受取代理制度」は、その制度を導入している医療機関等でご利用いただけます。制度の導入は、1医療機関一つに限り、どちらも導入していない医療機関等もあります。制度を利用するかは被保険者が選択することになります。

様式ダウンロード：「**No.08 国民健康保険出産育児一時金請求書**」【様式第23】

Q 出産育児一時金の産科医療保障制度について教えてください。

A 産科医療保障とは医療機関等が加入する制度で、加入医療機関で制度の対象となる出産をされ、万一、分娩時に何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、子どもとご家族の経済的負担を保障するものです。

※在胎週数22週以降の分娩（死産含む）が対象となります。

Q 出産費用が50万円未満だったため、出産した医療機関から「差額分を保険者へ請求してください。」と、言われました。差額分の請求方法について教えてください。

A 医療機関での支払額が出産育児一時金（50万円）より少なかった場合、出産の2～3か月後に組合から、その差額分について【国民健康保険出産育児一時金請求書】をお送りいたします。必要事項をご記入のうえ、組合までご返送ください。

10 保険給付について — 葬祭費

Q 組合員が死亡した際、遺族が受けられる給付について教えてください。

A 組合員の先生が亡くなられた場合、医師国保組合が組合独自で行っている給付については、以下のようなものがあります。

市町村国保よりも手厚い支給となっております。

1. 葬祭費

被保険者が死亡した際は、その者の葬祭を行った方に対し、次の葬祭費を支給する。

【第1種組合員：30万円／准組合員および世帯員：10万円】

(※6か月以上、被保険者である第1種組合員が、発病または負傷した日から14日以内に死亡した場合は、葬祭費加算金として10万円を加算して支給。)

様式ダウンロード：「No.09 国民健康保険葬祭費請求書」【様式第24】

組合独自の給付です。

2. 葬祭見舞金

第2種組合員が死亡した際は、その者の葬祭を行った方に対し、次の葬祭見舞金を支給する。

【第2種組合員：30万円】

(※ただし、後期高齢者広域連合から支給される5万円を除く。)

(※6か月以上（第1種組合員からの継続を含む。）被保険者である第2種組合員が発病または負傷した日から14日以内に死亡した場合は、葬祭見舞金加算金として10万円を加算して支給。)

提出していただく書類：「葬祭見舞金請求書」

市町村国保では行っていない、
組合独自の給付です。

A 3. 死亡弔慰金

第1種組合員、第1種および第2種組合員の世帯員である配偶者もしくは直系尊属が死亡した際、下記の要件を満たしていた場合にのみ、その者の主たる遺族に対し、次の死亡弔慰金を支給する。

【死亡した者が、死亡前60日以内に療養給付等を受けていなかった場合：20万円】

提出していただく書類：死亡弔慰金請求書

Q 組合員本人が死亡した場合、口座名義人は誰の口座を記入したらよいですか？

A 葬祭を行った方の口座情報を記入してください。葬祭を行った方であれば、本人との扶養、生計維持、同一世帯等の関係は問いません。

市町村国保では行っていない、
組合独自の給付です。

11 保険給付について — 傷病手当金・傷病見舞金

Q 傷病手当金について教えてください。

A 第1種組合員が疾病、負傷のため15日以上業務に従事できなかった場合に支給されます。
【日額8,000円、3年間に360日限度 / 同一疾病360日限度】

様式ダウンロード：「No.10 傷病手当金請求書」【様式第25】

Q 傷病見舞金について教えてください。

A 第2種組合員と組合員の配偶者、組合員の父母が15日以上入院した場合に支給されます。
やむを得ず居宅医療となった場合も該当となります。

【入院日額2,000円 / 120日（同一疾病90日）限度】

准組合員は、15日以上入院した場合に支給されます。

【入院日額2,000円 / 120日（同一疾病90日）限度】

様式ダウンロード：「No.11 傷病見舞金請求書」【様式第25の（1）】

12 保険給付について — インフルエンザワクチン接種補助

Q どのような方が補助対象者ですか？

A 全被保険者が補助対象となります。【年度内1人1回限り 2,000円】
ただし、市町村から補助を受ける被保険者は対象外となります。

提出していただく書類：「No.14 インフルエンザワクチン接種補助請求書」【様式第1】

※被接種者の「問診票写し」（自院で接種した場合）を添付してください。
「領収書」（他院で接種した場合）を添付してください。

13 保健事業について — 健康診断および特定健康診査

Q 受診券はどのように送られてきますか？

A 毎年4月上旬～中旬に、受診対象の方（該当年度までに組合に加入した40歳～74歳までの方）へ送付しております。

ただし、組合員の配偶者、准組合員の受診券につきましては、事業主である組合員の医療機関ごとにまとめて送付いたしますので、事業主の組合員より該当者へお渡しください。

注）該当年度の途中での加入者および途中到達者は除きます。

Q 受診券を紛失してしまいました。再交付はできますか？また、その際に手続きは必要ですか？

A はい、再交付できます。

お手続きは不要ですので、再交付をご希望の方は組合までご連絡ください。

Q 40歳未満の准組合員ですが、健康診断等を受ける際、補助はありますか？

A 40歳未満の方への健康診断等の補助はありません。

14 後期高齢者医療制度について

Q 「後期高齢者医療広域連合」とは、どのような機構なのですか？

A 「後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」とする）は、後期高齢者医療の事務を行うために、都道府県ごとに区域内の全ての市区町村が加入して設立された地方公共団体です。75歳以上の方への被保険者証（保険証）の発行や保険料の決定、疾病や負傷等に関する保険給付を行います。従って、医師国保組合に加入する75歳以上の方は全員「広域連合」の被保険者として加入することになります。

Q 「広域連合」の被保険者にならなくてもよいのですか？

A 医師国保組合に被保険者として残ることはできないため、75歳以上の方は、全員「広域連合」の被保険者にならなければなりません。

ただし、75歳以上の方でも、希望により「第2種組合員」（被保険者でない組合員）として医師国保に残ることができます。

Q 「第2種組合員制度」（被保険者でない組合員）とは、どのような性格のものですか？また、医師国保に残った場合、どのようなメリットがありますか？

A 「第2種組合員制度」というのは、名目上の組合員ということで医師国保に籍を残す制度です。この制度の主なメリットは、第2種組合員の（開設する）医療機関に属する75歳未満の組合員（勤務医）・従業員・家族が、引き続き医師国保に残ることができる点です。なお、「第2種組合員」の給付については、保険証を使用しない給付（⇒任意給付*）を受けることができます。

*任意給付とは、傷病見舞金や人間ドック費用補助等の保険証を使用しない給付のことです。

Q 「第2種組合員」(被保険者でない組合員)として残りたい場合は、どのような手続きをすればよいですか？

A 75歳を迎える年の誕生日1ヶ月前に希望調査を行っております。残りたい場合は“第2種組合員希望”と変更の届出をいただければ、そのまま継続して「第2種組合員」(被保険者でない組合員)として医師国保に残ることができます。

また、残るとした場合、その医療機関に属する75歳未満の組合員(勤務医)・従業員・家族の方につきましては、特に必要なお手続きはございません。

Q 75歳未満で障害認定を受けていますが、「広域連合」に移行するのですか？

A 希望により、移行が可能です。65歳以上75歳未満の方で、広域連合から一定の障害があると認定を受けた場合は、認定日から広域連合に加入できます。

Q 75歳になった日から「広域連合」に移行するのですか？その場合、何か手続きが必要ですか？

A はい、移行します。お手続きの詳細については「広域連合」から案内が届きますので、そちらに従ってお手続きを行ってください。

Q 今回、医師国保組合に残るため「第2種組合員」となりましたが、その後、抜けることはできますか？

A はい、可能です。希望したときに、いつでも抜けることができます。



15 未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置について

Q 保険料軽減措置の概要を教えてください。

A 子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、国の財政支援制度を活用した国保組合に加入する未就学児に対する保険料軽減措置を令和4年度より実施し、当組合では、規約第25条により今年度も引き続き実施いたします。

なお、本措置は、年度につき1回限りの実施となります。(※毎月の実施ではございません。)

Q 軽減される金額について、教えてください。

A 当組合に加入する未就学児1名に対し、保険料12,000円を軽減いたします。
例えば、未就学児が2名いる世帯に対しては、保険料を24,000円軽減いたします。

Q 保険料軽減措置を受けるには、何か申請が必要ですか？

A 申請は特に必要ありません。該当となる世帯には、医療機関宛に組合から通知文を送付いたします。

Q 「未就学児」の定義について教えてください。

A 「未就学児」とは、小学校入学前の0歳から6歳までの子のことです。今年度(令和5年度)につきましては、平成29年4月2日以後に生まれた子が対象となります。

16 産前産後期間の保険料減免制度について

Q この制度の対象者について教えてください。

A 茨城県医師国民健康保険組合の被保険者で、出産予定日（出産日）が令和5年11月1日以降の方が対象です。妊娠85日（4か月）以上の出産が対象で、死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。

Q 出産予定月と実際の出産月が異なる場合、どのようになりますか？

A 出産予定月と実際の出産月が異なっても、原則 減免内容の変更は行わず、届出の必要もありません。

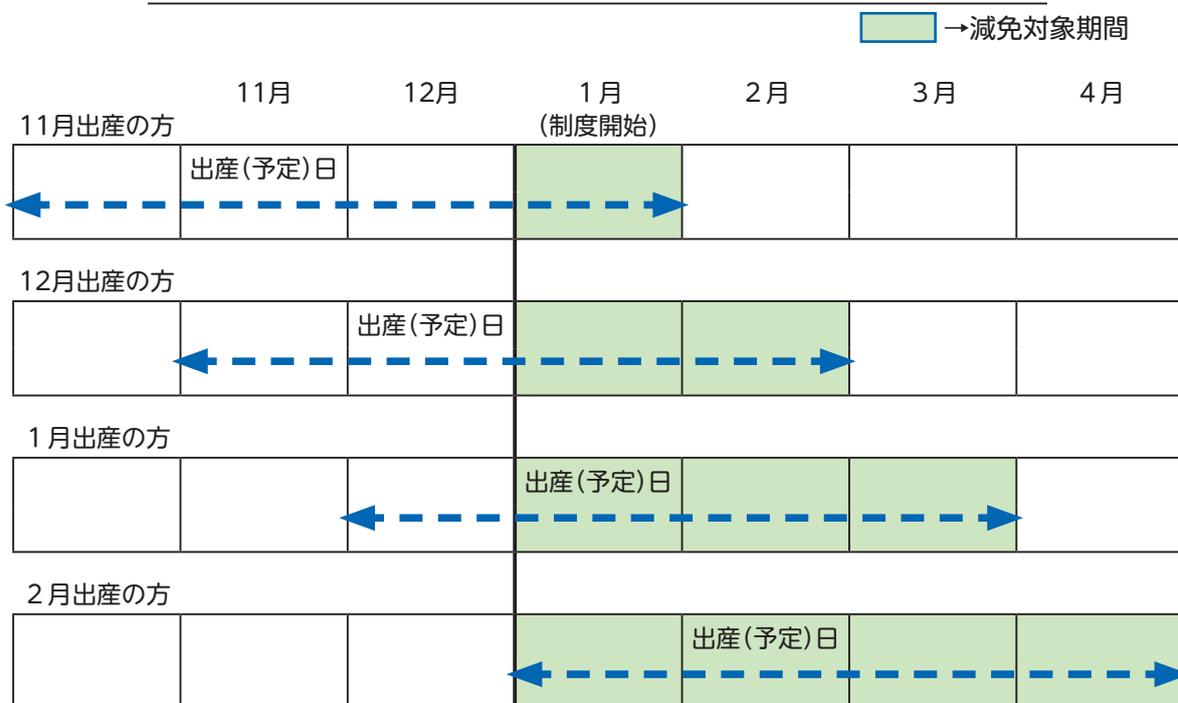
Q 出産予定日の何か月前から届出を行うことができますか？

A 出産予定日の6か月前から届出は可能です。なお、令和6年1月の制度施行前の届出でも問題ありません。

Q 令和5年11月に出産しました。何月分の保険料から免除されますか？

A 制度の施行が令和6年1月からですので、令和5年11月に出産した場合は令和6年1月分の保険料が免除されます。また、令和5年12月に出産した場合は、令和6年1月～2月分、令和6年1月に出産した場合は、令和6年1月～3月分の保険料が免除されます。

◆ 令和5年11月～令和6年2月に産される方の減免期間（単胎妊娠の場合）



※ 令和6年2月以降に産される方は出産(予定)日が属する月の前月から4か月間が減額期間となります。

Q 届出方法について教えてください。

A 組合員は、組合員並びに被保険者である世帯員（家族）、組合員の医療機関に勤務する准組合員並びに被保険者である世帯員（家族）にこの減免の対象者がいる場合は、届出書に必要書類を添えて組合に提出してください。

■届出書

様式ダウンロード：「[No.12-1 産前産後の保険料減免措置届出書【PDF】記入例含む。](#)」

様式ダウンロード：「[No.12-2 産前産後の保険料減免措置届出書【word】](#)」

■必要書類

- 出産予定日、単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認することができる書類（母子健康手帳の写しなど）
- 出産後に届出を行う場合は、出産した被保険者と当該出産に係る子との親子関係を明らかにすることができる書類（住民票謄本など）

様式ダウンロード：「[No.12-3 母子健康手帳の提出箇所\(例\)](#)」



\ 詳しいことはホームページまたは組合までお問い合わせください /

茨城県医師国民健康保険組合

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489

TEL 029-241-6645 FAX 029-244-4101

E-mail office@ibaikokuho.jp

URL <https://www.ibaikokuho.jp>

茨城県医師国保組合

検索 

令和6年2月発行